

第2回京都市路上喫煙等対策審議会 摘録

- 1 開催日時 平成19年9月19日(水) 午後2時～午後4時20分
- 2 会場 市民生活センター 研修室
(中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館 4階)
- 3 議事等
 - (1) 路上喫煙等禁止区域の指定について
 - (2) 意見交換(主な意見は下記のとおり)

記

○ 委員

- ・ 事務局が提案する10路線で妥当であると考えている。今後、必要に応じて禁止区域の拡大を図ることにはしてはどうか。
- ・ 禁止区域周辺の禁止区域以外の場所に喫煙設備を2～3箇所設置して、喫煙できる空間を確保してほしい。

○ 委員

- ・ 事務局案に加えて、河原町通・四条通・御幸町通・御池通で囲まれたエリアを面で指定することを提案する。
- ・ 阪急百貨店西側のバス停は、河原町通の四条通以南だが、通行量が非常に多いので、綾小路まで含めることにしてはどうか。
- ・ 朝に門掃きをすると、ごみの7割がたばこの吸殻である。定点調査は、喫煙者が意外に少ない。
- ・ 花遊小路、新京極と寺町間の細街路を指定してほしい。私道でもアーケード設置や道路整備への助成が受けられるのだから、公道と同じく罰則を適用してほしい。

○ 委員

- ・ この条例は、市内の全域で喫煙をしないよう努力義務を規定している。
- ・ ゴミのポイ捨ては、美化推進条例で対処すべきものであり、禁止区域の指定は、市民の安全等を損なう行為に対して過料を課すものである。
- ・ 将来的には千代田区のように市内全域が禁止区域になればいいが、条例の実効性を上げるには、当初は効果が上がる地域でスタートすべき。
- ・ 四条通を南へ延ばすことには、賛成である。

○ 委員

- ・ 基本的には事務局案でよいが、四条通以南の河原町通も人が多い。

● 事務局

- ・ 花遊小路は私道で、私道での過料徴収には所有者の許可が必要である。
- ・ 細街路は通行者数が多くない。

○ 委員

- ・ 外国人にもわかりやすい区域指定にしてほしい。京都の路地を面で指定

されても、外国人に説明できない。

○ 委員

- ・ 定点調査結果から即断はできないが、タバコのポイ捨ての大半は深夜の若者によるものであり、本来はそこを規制するのが理想だが、この部分は美化推進条例の範疇だろう。
- ・ 事務局が提案する禁止区域で実施していけば、真相が表れてくるのではないかと期待している。

○ 委員

- ・ 他都市においても、エリアと道路で指定方法が分かれている。様々な意見が出たが、禁止区域の拡大については、近い将来の検討課題としたい。

○ 委員

- ・ 禁止区域の拡大の検討等の付帯意見を付けてほしい。

● 事務局

- ・ 事務局案の10路線以外で指摘のあった道路については、定点調査を追加実施し、10路線と同様に通行者数が1千人以上であれば指定の対象としたい。